

背景

- 国土交通省では、公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、「業務約款」とする)を平成7年5月に策定し、公共発注者等に対し、その積極的な活用を図ってきたところ。
- 平成29年に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行される予定。
- 改正民法への対応等のため、中央建設業審議会(以下、「中建審」とする)による公共工事標準請負契約約款の改正等が行われたところ。
- また、業務約款を改正してから9年が経過し、その間、建設コンサルタント等を取り巻く環境が大きく変化。
- これらを踏まえ、今般、業務約款において、所要の改正を行った。

改正の概要

- 改正民法への対応のため、令和元年12月に中建審により改正決定された公共工事標準請負契約約款の改正内容も参考にしつつ、業務約款において改正すべきものを改正した。
- 平成23年に業務約款を改正した後、国土交通省の土木設計業務等委託契約書において、追加・修正された事項のうち、業務約款において反映すべきものについても追加した。

改正内容(主なもの)

(1) 譲渡制限特約について(新5条関係)

譲渡制限特約を維持した上で、受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、発注者は業務委託料債権の譲渡を認めなければならないこととした。また、改正民法下でもこの規定の実効性を確保するため、譲渡制限特約に違反した場合、使途制限に違反した場合を無催告解除事由として、書類提出義務に違反した場合を催告解除事由として規定した。

(2) 意匠の実施の承諾等(新8条の2関係)

改正意匠法において、建築物(土木構造物含む)の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、受注者が意匠登録を行う場合や意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡に関する規定を設けることとした。

(3) 適正な履行期間の設定(新22条関係)

改正品確法において、発注者の責務として適正な工期等の設定が定められたこと及び改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした。

(4) 契約不適合責任について(新41条関係)

改正民法において、「瑕疵」が「契約の内容に適合しないもの」と文言が改められ、その場合の責任として履行の追完と代金の減額請求が規定されたことを踏まえ、業務約款も同様の変更を行った。

(5) 契約の解除について(新42条～48条関係)

改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされたことを踏まえ、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直した。

(6) 契約不適合責任期間について(新53条関係)

契約不適合の責任期間について、引き渡しを受けた日から○年以内(○には原則として2ないし3と記入する)でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることはできないこととした。